

回 答 書

8 西財第 1－290 号
令和 8 年 8 月 6 日

入札参加者 各位

西尾市長 中村 健
(公 印 省 略)

下記のとおり質疑がありましたので回答します。

記

案 件 番 号	508100290
工 事 (業 務) 名	体育館等解体工事
路 線 名	コミュニティ公園
工 事 (業 務) 場 所	西尾市吉良町上横須賀杉の木 30 番地
質 疑 事 項 欄	回 答 欄
① 設計外の部位からアスベスト等が見つかった場合、設計変更の対象と考えてよいですか。	協議にて対応いたします。
② アスベスト等の数量に変更があった場合、設計変更の対象と考えてよいですか。	協議にて対応いたします。
③ 杭の処分方法は設計図（体育館、管理棟）の通りと考えてよいですか。	設計図のと通りの措置としてください。
④ 敷地造成工（設計書）内に排水勾配明記がありますが、造成（整地、転圧）の明記がありません。どの様に考えたらよいですか。	造成（整地、転圧）は設計書No.29 の沈砂池及び素掘り側溝一式の項目の中に含みます。
⑤ 解体施設（体育館、体育館控室、体育館付属棟、管理棟）内の残置物（備品等の処分、移動）は設計対象外と考えてよいですか。	よろしいです。